精神保健医療福祉の最新動向

TOPICS 解説

解型 / Y1

※情報は2011年8月1日時点の内容です。

TOPIC

障害者虐待防止法が成立 2012年10月1日より施行

がい者に対する虐待の発見者に通報を義務づける障害者虐待防止法が、議員立法により、6月17日午前の参院本会議で全会一致で可決、成立した。同法は、障がい者への虐待について、「家族などの養護者や福祉施設従事者、企業などの使用者が、障がい者に対し、①暴行や不当な身体拘束(身体的虐待)、②性的虐待、③暴言を吐くなどの心理的虐待、④衰弱させるような長時間の放置、⑤財産を不当に処分する経済的虐待——を行うこと」と定義している。家庭や施設、勤務先で

虐待を発見した人に対し、速やかに市町村に通報することを義

務づけている。通報を受けた自治体は安全確認や保護、施設や会社への指導や処分、後見人を付けるための家庭裁判所への審判請求などを行う。さらに、通報した施設従事者や職場の同僚らが、解雇などの不利益な扱いを受けないよう保護する規定も盛り込んでいる。全自治体に対応窓口として、家族の相談や支援にあたる「市町村虐待防止センター」と、関係機関の調整も行う「都道府県権利擁護センター」を置く。

ただし、学校や病院での虐待は通報の対象外となっている。附 則で3年後をめどに見直しが行われる。

2

高齢精神障がい者の養護老人ホームへの施設入所判定 行き場のない弱者

球新報 (2011.6.8)によると、病状は安定しており退院は可能だが精神科病院で「社会的入院」を続けている60代の女性が、地域生活に移行するため、養護老人ホームへの措置入所を勧められた。施設見学も行い本人も気に入り、入所に向けた手続きを取ろうとしていた矢先に、自治体担当者から「措置入所はできない」と連絡が入った。財政上の理由だった。その結果、女性は現在も病院に入院しているという。

沖縄県内の市町村担当者は「生活保護を受給しての民間アパートでの居住確保が可能なら、それらを検討し、確保できない場合に養護老人ホームへの入所が妥当と考えている」と話す。養護老人ホームへの入所ではなく、生活保護を受給させる例も増えているという。

運営費の一般財源化以降、入所者が減少する養護老人ホームだが、施設側は「措置控え」の実例をあげ、「需要はあるのに」と強い危機感を示す。一方、市町村からは「対象者はいない」「予算の範囲内でしか措置できない」「措置費を捻出する予算が正直、ない。」と説明している。生活保護は、2分の1は国が負担し、残りの2分の1を県と市町村で負担する。生活保護のほうが、全額を市町村が賄う養護老人ホームへの措置入所よりは、市町村負担が少なくて済む。

全国老人福祉施設協議会養護老人ホーム運営委員会は、「全国的に養護老人ホームへの措置入所ではなく、国の負担がある生活保護を受給させ、無認可施設に入居させる傾向だ。本来ならセーフティーネットとしての養護老人ホームを活用すべきだ」と主張する。

TOPIC 3

大阪教育大附属池田小事件から10年

童8人が刺殺され、教員を含む15人が重軽傷を負った凄惨(せいさん)な事件である。2011年6月8日で、発生からちょうど10年。大阪教育大附属池田小で児童8人を殺害した宅間守・元死刑囚(2004年9月14日午前8時16分、刑は執行、当時40歳)は、1999年に起こした薬物混入事件が不起訴になり、入院治療後に凶行に走った。

この事件を機に2005年7月から医療観察法が施行された。厚生 労働省によると、2010年7月末時点で入院480人、通院520人。361 人が処遇を終えたという。池田小事件以前は、重大事件を起こし た精神障がい者が不起訴や無罪などになった場合、精神保健福 祉法にもとづき、都道府県などが強制入院させる「措置入院」で 対応していた。

犯罪被害者を取り巻く状況は、この10年で大きく変わった。

2005年4月には、犯罪被害者の権利を明確にし、支援を国や自治体、国民の責務と位置づけた「犯罪被害者等基本法」が施行。日本でも犯罪被害者給付金の拡充や裁判への被害者参加など、制度の創設は進んだ。厳罰を求める署名活動、刑事裁判での意見陳述、学校の建て替えへの意見、国に再発防止を求める交渉など、さまざまな課題への取り組みが行われた。

こうした無差別殺傷事件を、社会から取り除くのは困難だ。誰にも欲求不満のない社会などあり得ない。犯罪は社会のある一面を映す鏡のようなものだ。厚生労働省と法務省は現在、法の改正に向けて協議している。社会の安全を確保しながら精神障がい者の社会復帰をどう図るのか。幅広い議論が求められている。被害者への思いもあり、触法精神障がい者との司法看護の距離感は難しいものだ。

TOPIC 4

精神障がい者フットサル、初の海外遠征

人制の室内サッカー、フットサルの精神障がい者チーム が、初のイタリア遠征で「準優勝」を果たした(毎日新聞 大阪2011.6.8)。2006年10月に近隣の4病院に通院する統 合失調症などの患者らで結成されたフットサルチームには、現在 21人が登録している。活動を始めて5年目の快挙である。精神障が い者のサッカーチームはイギリスなどにもあるが、海外遠征は初 の試みだという。

イタリアでは精神障がい者のサッカーリーグがあり、精神科医 療の現場でも「サッカー療法」を採用していると紹介されていた。 日本では治療として位置づけられておらず、活動に公的な助成は ない。2010年4月、スポーツ振興くじ(サッカーくじ、愛称toto)を運 営する日本スポーツ振興センターから助成事業の認定を受け、遠 征が実現することになった。助成額は約176万円。メンバーも旅費 の一部として1人6万円を負担した。

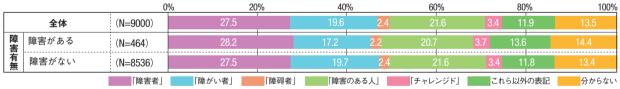
活動の趣旨に賛同した Jリーグ1部ガンバ大阪の協力で、2008 年から全国大会も始まった。大会後には、両国の関係者で今後の 活動のあり方などを話しあい、2012年には日本で試合を行う見通 しとなった。

TOPIC 5

22%が「障害 |表記変更を 2011年版白書

府は6月10日午前の閣議で、2011年版「障害者施策の 概況」(障害者白書)を決定した。「障害」の表記に関 する調査では、改めるべきだという意見に関して「そ う思わない | と答えた人が43%で「そう思う」(21.9%) を上回っ た。「そう思う」と答えた人のうち40.9%が「障がい」に改める べきだとした。「障碍(しょうがい)」にすべきだと回答したのは 7.8%だった。「害」の字が差別や偏見につながるとの指摘がある ものの、新たに適切な呼称を見つけにくい現状が浮き彫りになっ ている。調査は、昨年の4月16~18日に成人の男女を対象に実施 し、9.000人の回答を得た。内閣府によると、北海道や熊本県など 少なくとも10道府県と5政令市では、自治体独自の政策や担当部 署の呼び方などで「障がい」の表記が使われているという。政府 の「障がい者制度改革推進本部」は2014年をめどに、表記に関す る一定の結論を出す方針である。

■ 「あなたの考えに最も合っている表記はどれですか」との問いへの回答



内閣府障害者実施ホームページ「平成22年5月10日推進推進会議資料5「障害」について」より抜粋